

IASB 保険会計プロジェクトの批判的検討

羽根 佳祐（早稲田大学商学学術院 助手）

1. はじめに

現行の国際財務報告基準（IFRS）4「保険契約」（IASB 2004）は暫定基準であり、保険契約に関する会計処理について、限定的な規定が設けられているに過ぎない。国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）では、コンバージェンス・プロジェクトの一項目として「保険契約」プロジェクトを設け、IFRS4 に置き換わる保険契約に関する会計処理を包括的に取り扱う恒久基準を策定すべく審議が続けられている。IASB は 1997 年より、その前身である国際会計基準委員会（IASC）時代から保険（契約）会計に関するプロジェクトを始動しており、現在に至るまでいくつもの成果物を公表しているが、そのたびに批判的なコメントが寄せられ、提案内容の変更を余儀なくされている。2010 年に漸く公開草案を出すに至り、大筋ではその提案内容に合意が得られたものの、いまだに多くのコメントから問題点が指摘されている状況にある。公開草案では基準化に至らず、2013 年に再公開草案の公表を目指し、現在も審議は継続中である。以上のように、プロジェクトの発足から 15 年近くたった今日においても保険契約会計基準の最終基準化の目処は立っていない。

IASB では、資産負債アプローチ（または資産負債中心観）と収益費用アプローチ（または収益費用中心観）という 2 つの会計観（利益観）のもと、資産負債アプローチに基づき基準設定が進められているが、このことは、保険契約プロジェクトにおいても例外ではない。資産負債アプローチとは、利益を「企業の一期間の正味の経済的資源の変動を示す測定値」（FASB 1976, par. 34）とみる会計観であり、収益費用アプローチとは、利益を「企業が獲得したインプットと販売したアウトプットを用いた企業の効率性の測定値」（*Ibid.*, par. 38）とみる会計観である。資産負債アプローチのもとでは、利益は明確に定義された資産および負債の変動から導出される一方、収益費用アプローチのもとでは、利益は収益と費用の期間的対応によって導出されることになる。

特に現行のわが国および米国の保険会計実務および保険会計基準では、収益費用アプローチ寄りの手続が採られているが、IASB が提案する資産負債アプローチに基づく会計基準へ移行するとなれば、現行の会計実務に大きな変容が迫られる可能性がある。詳細は次節以降に譲るが、IASB における保険契約プロジェクトの歴史は、収益費用の伝統的な対応概念の否定の歴史であり、公正価値測定志向の歴史でもあった。また、伝統的な対応を棄却する代わりに、資産と負債のマッチングを図ることで保険契約における会計問題を解消しようとしている。

いずれは基準化されるであろう IASB 提案の是非を正確に判断するためには、「IASB は保険契約会計基準で目指すところは何か」さらには「IASB における保険契約プロジェクトが、長い審議を経ても未だ纏まらない状況を引き起こした根本的な問題の所在はどこにあるのか」ということを理解する必要がある。また、正確な判断ができないまま、基準を実務に落とすこともできまい（できたとしても失敗する可能性

が高いといえよう)。本稿では、IASB における保険契約プロジェクトの歴史の変遷を概観することで、提案内容の幾度とない変更を余儀なくされてきながらも、根底では変化がないと思われる IASB の「思考」を抽出することを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。2 節では、IASC および IASB における保険契約プロジェクトの変遷を、保険負債の測定属性に関する提案内容の中心に概観する。3 節では、保険負債測定に関する個別論点の議論の変遷を追う。2 および 3 節では、保険契約プロジェクトの変遷は、伝統的な対応概念の否定あるいは公正価値会計志向の歴史ではあるが、対応概念の否定を掲げながらも実際の提案内容では否定しきれていない状況にあることを確認していく。4 節では趣向を変え、IASB が本来目指そうとしている会計モデル（脱・伝統的対応モデル＝資産負債対応モデル・公正価値モデル）を、その通りに採用した場合に起こりうる問題について検討を加える。5 節は総括と展望である。

2. 保険契約プロジェクトの変遷

IASB における保険契約会計基準の策定作業の歴史は、1996 年 9 月に IASB の前身である IASC が、国際会計基準（IAS）の策定プロジェクトに「保険」を追加したことから始まる。翌 1997 年 4 月、保険プロジェクトが発足され、起草委員会（the Steering Committee on Insurance）が IASC に設置された。図表 1 は、IASB（IASC）における保険契約プロジェクトの変遷を時系列でまとめたものである。IASB からの特筆すべき公表物は、論点書、原則書草案、IFRS4、討議資料および公開草案が挙げられよう。以下、これらの公表物に着目しながら、IASB 保険契約プロジェクトの変遷を概観していく。

図表 1 保険契約プロジェクトの変遷

	主な出来事／公表物	備考
1996/9	IAS 策定プロジェクトに保険を追加	—
1999/12	論点書（IP）の公表	—
2001-2002	原則書草案（DSOP）の公表	IASB の Web サイト上で公表
2002/5	保険プロジェクトをフェーズⅠ（暫定基準策定）およびフェーズⅡ（恒久基準策定）に分離	2005 年における欧州の IAS 導入に合わせて、暫定的な保険契約会計基準の策定を優先
2004/3	IFRS4 の公表	フェーズⅠの成果物
2007/5	討議資料（DP）の公表	フェーズⅡの成果物
2010/8	公開草案（ED）の公表	フェーズⅡの成果物
2013?	再公開草案の公表	フェーズⅡの成果物

2.1 論点書（IASC 1999）

1999 年 12 月、起草委員会は保険 IAS の開発の足掛かりとして、論点書（IASC 1999、以下 IP）を公表した。IP は保険会計を策定するにあたり、関連する諸論点を整理・分析したものであり、当該論点に対する起草委員会の暫定的見解もそれぞれ示されている。IP で取り上げられたトピックは、保険 IAS 策定の目的にはじまり、保険契約の認識および測定に係る論点、生命保険・損害保険・有配当保険・再保険に関する

個別論点、保険契約に公正価値測定を適用することの留意点など多義にわたる。

(1) 保険 IAS 策定の目的

IP は、(a) 保険業界は重要で、国際化が進んでいる業界であり、(b) 保険会社 (insurers) の会計実務は多種多様で、さらに他の産業の会計実務と相当異なるものであるにもかかわらず、(c) 現在の IAS は保険会計をカバーしていないとして、保険 IAS の策定の必要性を説いている (para. 2)。

ここで、起草委員会の暫定的見解は、保険 IAS は他の IAS と同様、監督目的ではなく、一般目的財務諸表会計について規定するものであり、また、IASC の「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」(IASC 1989, 以下 IASC 概念 FW) を基礎に作成されるべきであるとしている¹ (IP, paras. 144 and 155)。

(2) 保険契約と金融商品の類似性

起草委員会では、保険契約は、キャッシュフロー (CF) や金融商品からのフローの源泉となる契約上の債権または債務を生み出すという、金融商品と共通の特徴がみられるために、「ほとんどの保険契約は、金融商品である」との見解を採用している (*Ibid.*, para. 13)。IP 公表当時、共同作業部会 (JWG) において、混合属性モデルを採用する IAS39「金融商品：認識および測定」を置き換えるべく、金融商品に対する全面公正価値会計の議論が行われていた。起草委員会は、保険契約と金融商品の類似する性格から、両者の会計処理についても整合的に行うことの必要性を指摘している (*Ibid.*, para. 109)。起草委員会は、保険プロジェクトでは JWG における全面公正価値測定の議論をモニターするとともに、保険プロジェクトの完了以前に IAS39 が全面公正価値会計に置き換わった場合、保険契約から生ずる資産負債についても全面公正価値会計を適用すべきことになると指摘している (*Ibid.*, paras.108 and 164)。ただし、IAS39 に変更がない場合は、複数の測定属性を選択することが望ましい可能性も触れられている (*Ibid.*, para.164)。

(3) 認識測定概論—繰延対応観および資産負債測定観—

IP では、保険契約の認識および測定方法における 2 つのアプローチを取り上げて対比し、分析している。1 つは「繰延対応観 (deferral and matching view)」と称され、前述の収益費用アプローチと整合するものである。もう 1 つは「資産負債測定観 (asset and liability measurement view)」と称され、これは資産負債アプローチと整合するものである。

繰延対応観を採用する場合の保険会計の目的は、(一般的に未知であり推測が困難である) 保険金費用と (比較的容易に測定できる) 保険料収益とを関連付けることである (*Ibid.*, para. 154)。繰延対応観のもとでは、保険料収益と保険金費用は、別個の、しかし (経済活動において) 関連した現象と捉えられ、保険契約からの利益は、リスクからの解放 (diversification) を反映するような形で規則的に生じることになる (*Ibid.*,

¹ 一般目的財務諸表および IASC 概念 FW を基礎とすることで、現行実務でソルベンシー (支払余力) 確保および必要資本要件のため保守的な会計処理が要請されていたとしても、保守的な会計処理は、IASC 概念 FW に定められる「中立性」に違反するものとして認められないことになる (IP, para. 142)。なお、IASC 概念 FW では、中立性に関して「財務諸表に記載される情報は、それが信頼性を有するためには、中立的、すなわち偏向がないものでなければならない。財務諸表は、あらかじめ決められた結果または成果を達成するために、情報の選択または表示によって、意思決定または判断に影響を及ぼす場合には、中立であるとはいえない」と述べている (para. 36)。IP では IASC 概念 FW と整合した一般目的財務諸表情報は、監督目的でも有用な情報を提供するとの立場をとっている。

paras. 154 and 155)。

図表 2 繰延対応観または資産負債測定観を採用する場合の会計処理

	繰延対応観	資産負債測定観
① 新契約費の処理	契約期間にわたり、関連する保険料収益と対応させるように繰り延べられ、償却される	IASC 概念 FW 上の資産の定義を満たさないため費用処理される
② 未経過保険料収益の会計処理	契約期間にわたり繰り延べられ、収益として認識される	契約の残存するリスク・エクスポージャーの価値を反映するものであれば負債として計上可能
③ 測定に当たり用いられる仮定	短期の変動を反映させるのではなく、長期のトレンドを考慮する	現在の情報を考慮する
④ 異常危険準備金および平衡準備金の計上可否	持続可能な利益を算定するため、あるいはポートフォリオの分散を適切に表現するために計上される	IASC 概念 FW 上の負債の定義を満たさないために計上されない
⑤ 公正価値	公正価値の変動は、清算時まではレリバントな情報ではない	保険負債は、現在価値 (present value) でもって報告される

出所：IP の記述をもとに作成

一方、資産負債測定観は、IASC 概念 FW における資産負債の定義²と整合的な会計処理が要求される (*Ibid.*, para. 157)。IASC 概念 FW (したがって、資産負債測定観) のもとでは、まず資産負債を定義し、資産負債の変動から利益を定義することになる。具体的に、繰延対応観と資産負債測定観は、図表 2 に示される会計処理において相違する。

例えば、未経過保険料 (保険契約に定めた保険期間のうち、会計年度の期末日時点で、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する保険料分) に関する会計処理として、繰延対応観では、収益費用の対応を図るために、保険金費用の発生まで収益認識を繰り延べる手続きが取られる場合がある。一方、資産負債測定観のもとでは、未経過保険料負債は、それが契約の残存するリスク・エクスポージャーの価値を反映していないとみなされると負債として計上できない。

また、資産負債測定観では、保険負債に対して、現在価値測定 (present value measurement) を適用することが選好されうるが、一般に契約期間の短い損害保険契約に対しても適用するかについては、議論が分かれるところである (*Ibid.*, paras. 358-368)。適用反対派は、短期契約に対する割引計算の適用が実務的に困難であることに加えて、「損害保険契約における保険負債を現在価値で認識することになれば、保険金が支払われるまでの間、時間の経過とともに保険負債の残高が増加していくことになる。その結果、保険会社は保険料を収益認識した後に、コスト (経過利子) を認識することとなる」と指摘し、「適正な収益費用の対応」の観点から批判している (*Ibid.*, para. 362)。しかし一方で、賛成派は「保険会社は、受取保険料を投資し、保険金支払いに充てられるまで、当該投資から利子を稼得する。現在価値を用いて保険負債を測定することによって、保険負債の増加額を投資から稼得された利子収益と対応させることができる」として、現在価値のフレームワークの中でこそ「適切な収益費用の対応」が行われると指摘している (*Ibid.*, para. 364)。最終的に起草委員会は、上記のそれぞれの意見を勘案しながらも、保険負債を現在価値で測定することは、IASC 概念 FW が強調する「レリバントで意思決定に資する情報」を適用するものであるとして、

² IASC 概念 FW では、資産とは「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」であり、負債とは「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」とされている (para. 49)。

損害保険契約における保険負債に対しても現在価値測定を用いることを推奨している (*Ibid.*, para. 368)。

以上のように、繰延対応観では、持続性のある利益の算定という会計目的のもと、収益費用の対応を待って資産負債に繰り延べられる項目が存在するのに対し、資産負債測定観では、将来の経済的便益（あるいはその流出）を示さない繰延項目は資産負債の定義を満たさないとして認識されないことになる。起草委員会は、繰延対応観が多くの国の会計実務において採用されていることを認識しながらも、IASC 概念FW との整合的な会計モデルを構築するとの目的のもと、資産負債測定観を選好している (*Ibid.*, para. 162)。ただし起草委員会は、資産負債測定観を採用することが保険契約から生じる資産負債（保険資産および保険負債）の測定属性として公正価値を機械的に選択することには繋がらないとの見識を示している (*Ibid.*, para. 164)。ただし、下記 (5) で述べるように、IP では、保険負債への公正価値測定の適用可能性に対する関心が高いことがうかがえる。

(4) 公正価値測定の問題

起草委員会の暫定的見解を示す IP では、公正価値を保険負債の唯一の測定属性として適用することを結論付けてはおらず、あくまでも1つの候補として取り扱うにすぎない。しかし、公正価値を保険負債の測定属性として用いることに関連する問題を1章分 (paras. 517-652) 割いて議論されていることから、公正価値への関心が高いことが窺える。公正価値の章では、まず保険契約を金融商品と一形態として捉えていることが改めて指摘されており (*Ibid.*, para. 537)、IASC が金融商品プロジェクトにおいてもほとんどの金融商品に対して公正価値測定を提案していることを今一度思い起こさせる運びとなっている。

IP では、公正価値測定を適用するにあたり生じるであろう様々な問題が指摘されているが、その1つとして、まず「利益と資本へのボラティリティ」の問題が取り上げられている。そこでは公正価値測定の導入を反対する意見として、公正価値の変動から生じるボラティリティは、報告利益および資本を管理不可能で予測不可能なものへと変容させてしまう恐れがあり、また、金融市場の短期的な変動は、保険業のファンダメンタルな特徴をとらえるものではない点が挙げられている (*Ibid.*, para. 539)。その一方では、当該ボラティリティを「現にいま起きていることを伝える、経済的現実 (economic reality) を表現するもの」として認める意見も紹介されている (*Ibid.*, para. 540)。

以上を見解を勘案して、起草委員会は「(a) 他の産業で金融資産に公正価値が用いられるならば、保険会社についても除外されるべきではなく、(b) 保険会社の保有する金融資産金融負債が公正価値測定されるならば、保険契約についても公正価値測定されるべきであり、(c) 保険会社の保有する金融商品の公正価値は一貫した方法で報告されなければならない³、(d) 公正価値で保険契約を会計処理するのならば、当該規定は保険会計基準で定めなければならない」との暫定的見解に至っている (*Ibid.*, para. 556)。なお、起草委員会は、公正価値測定を適用する場合に生じるデイ・ワン利得（初日利得）の問題や、市場性のない保険負債の公正価値の見積方法の問題についても認識しているが、それらは今後の検討課題としており、コメントを求めるに留まっている。

以上のように、IP は、あくまでも保険負債の測定属性について最終的な結論を下すものではないとし、

³ なお、当時の IASC 金融商品プロジェクトでは、金融商品の公正価値の変動は、すべて損益計算書で報告することが提案されていたこともあり、保険契約についても同様の方法を採用すべきだとの見解が示されている (IP, para. 557)。

金融商品プロジェクトの今後の動向を静観する立場をとっているとはいえ、公正価値測定を志向していることは明白であろう。

2.2 原則書草案 (IASB 2001)

IASC から IASB への改編に合わせ、IASC の保険プロジェクトは資産負債測定観を採用するとの考え方とともに IASB に受け継がれ、2001 年 11 月、原則書草案 (IASB 2001, 以下 DSOP) が公表されるに至った。14 章から成る DSOP は、IASB の Web サイト上で公開され、2001 年から 2002 年にかけて随時更新されたが、2002 年 5 月の保険契約プロジェクトの分離に伴い、更新は中断 (事実上、中止) され現在に至っている。DSOP では、IP に対するコメントを検討し、保険負債の測定に関してより積極的なアプローチを進言している。以下では、IP における暫定的見解からの変更点を取り上げるとともに、保険負債の測定属性に関する提言を中心に DSOP を概説していく。なお、IP で示されていた「保険契約=金融商品」という関係についても DSOP では引き継がれている。

IP では、金融商品プロジェクトの今後の動向を静観する立場をとり、保険負債の測定属性を積極的に提案するものではなかった。DSOP 公表時点においても、IAS39 が全面公正価値会計に置き換わるかは依然不透明であったため、IAS39 が依然として有効な基準であり続けるか否かで、異なる測定属性が提案されている。すなわち IASB は、①IAS39 が有効な基準である間は、保険資産および保険負債について企業固有価値 (entity-specific value) で測定しなければならないとし、②IAS39 が全面公正価値会計に置き換わる場合、すべての保険資産および保険負債について公正価値測定を導入することを検討すべきとしている (*Ibid.*, paras. 3.3 and 3.4)。

企業固有価値とは「当該資産もしくは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の他の参加者にとって入手できない (または無関係な) 要素を反映している可能性がある価値」であり⁴ (*Ibid.*, para. 3.3)、公正価値は「取引に関する知識があり、取引を行う意思がある当事者で行われる第三者間取引において、資産が交換される、または、負債が決済される場合のその金額」である⁵ (*Ibid.*, para. 3.4)。したがって、企業固有価値と公正価値は、資産からのキャッシュインフロー (CIF) を最大化、または負債からのキャッシュアウトフロー (COF) の最小化できるような優れた管理能力を保険会社が有している場合、あるいは、保険会社と市場とが (同じ情報を有していたとしても) CF・リスクなどに関して異なる予測をする場合に異なる可能性がある (*Ibid.*, para. 3.20)。

DSOP では、(a) 多くの保険負債は第三者への譲渡により決済されることがほとんどなく、(b) 保険会社は、他の市場参加者よりも、保険負債の特質に関する質の高い情報を有しており、また (c) 一般的に、保険負債は市場で取引されておらず、負債の公正価値を市場で直接観察することができないことが指摘されており (para. 3.22)、(金融商品に対して全面公正価値測定が適用されない限りは、) 契約条項にしたがった清算に焦点を当てる方が、第三者との仮定の取引における公正価値に焦点を当てるよりも有用であると結論付けている (para. 3.24[a])。

⁴ 特に、保険負債の企業固有価値についていえば、「当該企業がその負債のカバー期間に応じて契約条項に従って保険契約者や他の受益者に対して負債を決済していく場合の、それら支払コストの現在価値」とされている (DSOP, para. 3.3)。

⁵ 特に、負債の公正価値についていえば、「貸借対照表日において企業がその負債を第三者に引き受けてもらうとすれば、その第三者に支払わなければならない金額」とされている (DSOP, para. 3.4)。

なお DSOP では代替的な測定属性として、費用積算法 (cost-accumulation) あるいは費用付加法 (cost-accrual) が取り上げられている。しかしながら DSOP では、この方法は、公正価値であれば見積りに含まれるであろう前提 (間接費、プロフィット・マージン、リスクプレミアムなど) が排除されてしまい、また企業固有価値の具体化するひとつの試みではあるとしても、その方法だけでは十分に定義づけられた測定方法とはいえないとして、費用の積算に焦点を当てた測定方法を除けている (paras. 3.26 and 3.27)。

2.3 IFRS4 (IASB 2004)

2002 年 5 月、IASB は、欧州における IAS の導入年度である 2005 年までに、保険契約に関する恒久的な基準を策定することが不可能であるとして、保険契約プロジェクトを暫定基準の策定を取り扱うフェーズ I と、恒久基準の策定を取り扱うフェーズ II に分けて検討を進めることにした。2004 年 3 月、IASB は、フェーズ I の成果物として IFRS4 を公表した。IFRS4 は、あくまでもフェーズ II における恒久基準が完成するまでの暫定的な基準であり、恒久基準が公表された際に、IFRS4 の規定が覆されることで、保険会社に対して大幅な変更を求めることがないよう、基本的に現状の (すなわち、繰延対応観を採用する) 会計実務を容認するものとなっている。ただし、保険負債の測定規定に関しては、今後のフェーズ II の方向性が窺えるような諸規定を確認できる。

例えば、IFRS4 では、繰延対応観のもとのみでしか計上され得ない異常危険準備金および平衡準備金の認識が禁止されている (para. 14[a])。極め付けは、IFRS4 では「保険負債の測定に現在の市場金利を反映させ、その変動を純利益で認識するために会計方針を変更することを許容するが要求はしない。その際、指定された保険負債について現在の見積りや仮定を要求する会計方針を導入することになるかもしれない」としながらも (para. 24, 強調部分引用者)、現行実務で保険負債を現在価値に割り引いて測定する処理を採用している場合には、その逆に、現在価値に割り引かず測定する実務へと変更することが禁止されていることが指摘できよう⁶ (para. 25[a])。

2.4 討議資料 (IASB 2007)

前節で確認したように DSOP では、保険負債の測定属性として企業固有価値を選好していたが、2003 年 1 月における暫定合意では一転して、公正価値を用いることが提案されている。その理由は、DSOP における企業固有価値は、IASB が企業結合プロジェクトのフェーズ II において暫定的に採用した測定ガイダンスを用いて決定される公正価値の見積値とほとんど変わりがないためとされている (IFRS4, para. BC7)。以降、保険契約プロジェクト・フェーズ II では、保険負債への公正価値測定の適用可能性が主たる論点となっていく。

(1) 保険負債の測定属性としての現在出口価値

2007 年 5 月、IASB はフェーズ II における議論の成果物として討議資料「保険契約に関する予備的見解」(IASB 2007, 以下 DP) を公表した。DP は保険契約会計に対して公正価値会計を提案したものと解される。

⁶ 現行実務で、保険負債を現在価値に割り引かず測定する会計方針を選択している場合は、当該方針を引き続き使用することが許容されている (IFRS4, para. IN5)。

DP では、保険負債の測定属性として「現在出口価値 (current exit value)」が提案されており、保険負債は当該測定属性でもって毎期再測定されることになる。

現在出口価値とは「残存する契約上の権利および義務を、直ちに他の企業に移転するための対価として保険会社が報告日時点で支払うことが見込まれる額」である (*Ibid.*, para. 93)。また、現在出口価値の変動をもって契約の収益認識が行われ、変動額は純利益に算入される。今日的な観点からみれば、現在出口価値の定義自体は、現行の IFRS13「公正価値測定」(IASB 2011a)における公正価値の定義⁷と遜色ないものと解される⁸。ただし、保険負債の現在出口価値は通常、観察可能でないために (i) 将来 CF の見積もり、(ii) 貨幣の時間価値の影響 (割引率)、および (iii) マージンから成る 3つのビルディング・ブロック (構成要素) に基づき、それぞれを市場整合的な方法で見積もることが提案されており、企業固有の見積もりは許容されていない⁹。

(2) 代替的な測定属性の排除

DP では、保険負債の測定属性として現在出口価値 (公正価値) を提案するに至っているが、その他の候補となりうる測定属性についても考察を行っている。代替的な測定属性としてまず挙げられているのは「現在入口価値 (current entry value)」である。この測定属性を支持する立場としては、保険契約が契約期間に移転することが「起こり得ない仮想上の取引」に基づくものであるとして、代わりに現在行われている取引に着目するほうが好ましいとする (DP, para. 96)。そこで、現在入口価値は「保険会社が当該既存契約と同一の残存する権利と義務を有する契約に、直ちに加入する場合、保険契約者に対して請求する価格」と定義されうる (*Ibid.*, para. 97)。ただし、DP では保険負債の毎期再測定が提案されているが、保険会社は一般的に同一の残存するエクスポージャーを有する新契約を販売することはないため、現在入口価値は契約以後に利用可能なものではないとして棄却されている (para. 97)。

また DP では、現状の実務において、特に短期の損害保険契約の保険負債 (責任準備金) に対して「未経過保険料アプローチ」が採用されていることもあり、当該アプローチについても取り上げられている。しかしながら DP では、現在出口価値はすべての保険契約について最もレリバントであり、信頼性のある測定属性であるとして、当該アプローチを除けている¹⁰。

(3) DP に対するコメント

DP に寄せられた多くのコメントより、提案された 3つのビルディング・ブロック・アプローチが保険負債の測定にあたって有益なフレームワークを提供することに同意が得られたものの、測定属性として現在

⁷ IFRS13 では、公正価値は「測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義されている (para. 9)。

⁸ DP 自身も、(当時は公正価値プロジェクトで議論されていた) 公正価値の定義と現在出口価値の定義との間に重要な差異を確認していないと述べている (para. 104)。

⁹ 当該ビルディング・ブロックに関する規定の詳細については本稿 3 節を参照。

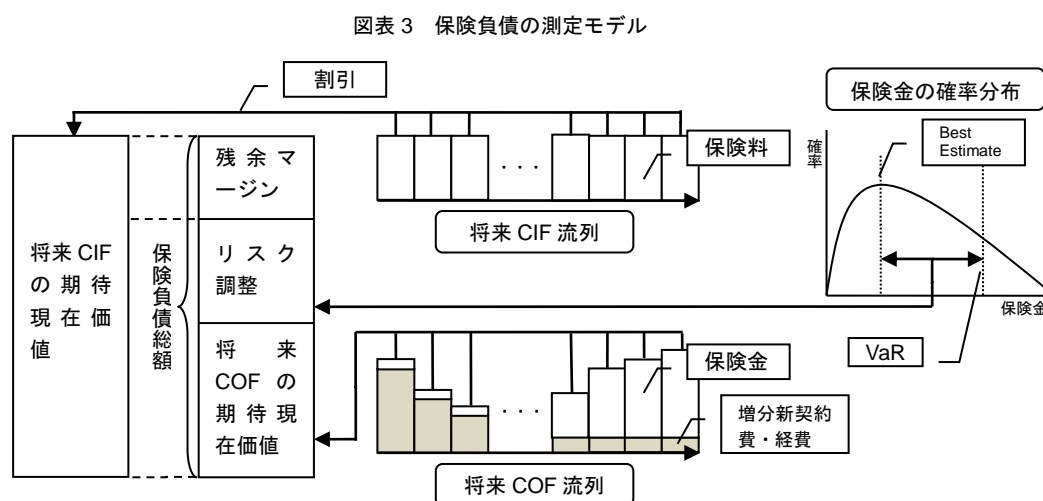
¹⁰ その他の測定属性として、「保険契約者に対する決済時の価値」「エンベディッド・バリュー (EV)」が挙げられているが、前者については CF の見積もりに際し結局は現在出口価値が採用する方法を類似する方法を用いることになるため、後者については必ずしも市場整合的な測定手法がとられているわけではないので、その比較可能性に問題があるとして棄却されている (DP, paras. 103 and 105-110)。また、当時の収益認識プロジェクトにおいて議論されていた「顧客対価モデル (customer consideration model)」を保険契約に援用できるかについても議論されているが、未だ審議中であることを理由に適用の可能性を指摘するに留まっている。なお、EV については羽根 (2012a) を参照。

出口価値を用いることに対してはまったく支持が得られなかった（IASB 2008, para. 5 and 11）。現在出口価値に寄せられた主な批判は、(a) 企業固有の CF ではなく、市場整合的な CF を選好していること¹¹、(b) 測定に信用リスクを反映すること¹²、(c) 保険負債は通常、他者に移転不可能であるため、移転価値を示す現在出口価値を設定すること自体に誤りがあること¹³に要約される（*Ibid.*, para. 11）。これらのコメントを受け、IASB は公正価値測定を志向するその基本方針に軌道修正を施さざるを得なくなった。

2.5 公開草案（IASB 2010）

(1) 履行 CF の現在価値モデル

IASB は、DP に対する批判を踏まえ、2010 年 8 月、公開草案「保険契約」（IASB 2010a, 以下 ED）を公表した。ED では「履行 CF の現在価値」なる測定モデルが提案されている。ED は履行 CF の現在価値を (i) 保険会社が保険契約を履行するにつれて生じる将来 COF から将来 CIF を控除したものの、明示的でバイアスのない確率で加重された期待値、(ii) 割引率、(iii) リスク調整（に係るマージン）の合計とし、それに (iv) 残余マージンを加えたものを当初認識時点の保険負債総額としている。



出所：羽根（2012a）

上記 (i) から (iv) のビルディング・ブロックの関係を示したものが図表 3 である。まず、既存契約で想起されるシナリオの発生確率を踏まえながら、将来 CIF の流れ（主に保険料）と将来 COF の流れ（主に保険金および新契約費などの諸経費）を見積もり、それぞれ現在価値に割り引く。リスク調整は「最終的

¹¹ 多くのコメントが、保険負債の多くは市場で移転できないため「企業固有の（管理）費用ではなく、市場参加者が被るであろう費用を見積りに用いる」提案を反対した（IASB 2008, para. 7[d]）。

¹² 信用リスクに関する議論の変遷については、3 節を参照。

¹³ 例えば、ASB（2007, 7）は、保険負債が流動的で効率的な市場が存在しないため、ほとんど移転することはできないものであると考えられるが、そのような負債について、仮想的な市場での取引に基づいて現在出口価値を算定することに意義があるかどうか疑問であると述べている。また、企業会計基準委員会（2007, 4）は「活発な市場が存在するとは言えない保険契約について市場で観察されない数値により測定されることによって損益（デイ・ワン損益及び再測定による損益）が発生することが、本当に利用者にとってリLEVANTな情報（業績情報）を提供するのかという点については、他の関連するプロジェクトの進捗を踏まえ、さらに検討を行っていく必要がある」と指摘している。

な履行 CF が予想を超過するリスクから解放されるために保険会社が合理的に支払うであろう最大の金額」とされており (*Ibid.*, para. 35)、リスク調整の測定技法としては、①信頼水準 (VaR) 技法、②条件付テール期待値 (CTE) 技法、③資本コスト技法の 3 技法が容認されている (*Ibid.*, para. B73)。例えば、VaR 技法の場合、一定期間における実際の保険金支払額の確率分布において、期待値 (best estimate) から一定の確率 (信頼水準) を超える額 (最大支払額) がリスク調整として測定される。仮に、将来 CIF の現在価値が、将来 COF の現在価値およびリスク調整を足したものを上回った場合、契約開始時の利得 (初日利得) が認識されることになるが、契約を履行していないにもかかわらず利益を認識することを避けるために、当該額を残余マージンとして認識する。残余マージンは、カバー期間にわたる契約の収益性を報告するマージンであり、当初測定時の残余マージンを保険のカバー期間にわたり、時の経過に基づく規則的な方法、または発生保険金・給付金の予想時期に従って解放 (償却) することになる (*Ibid.*, para. 50)。

ED では、残余マージンを除く、すべてのビルディング・ブロックを每期再測定することが提案されており、それらの変動値はすべて純利益に算入されることになる。また ED では、包括利益計算書における表示モデルとして、各ビルディング・ブロック (特にマージン) の測定値の変動を表示する「要約マージン・アプローチ」と称される表示方法が提案されている (図表 4)。当該表示モデルに基づけば、まずリスク調整の変動分と残余マージンの解放分の合計が「引受マージン額」として計上される。そして、CF の実績調整 (CF に関する従前の見積額と実際の支払あるいは受取額との差額) および将来 CF と割引率の見積りの変更を、引き受けマージン額に加減したものが、「保険引受損益 (underwriting result)」として計上され、最後に、保険負債からの利息や投資収益を保険引受損益に加減することで純利益がもとまる。以上のように要約マージン・アプローチでは、(多くの現行会計モデルでは表示されてきた) 保険料収益および保険金費用が包括利益計算書本体において表示されないことになる。

図表 4 要約マージン・アプローチに基づく包括利益計算書

	20X2	20X1
リスク調整	XXX	XXX
残余マージン	XXX	XXX
引受マージン	XXX	XXX
実績調整	XXX	XXX
見積りの変更	XXX	XXX
保険引受損益	XXX	XXX
投資収益	XXX	XXX
保険負債に係る利息	XXX	XXX
利息および投資の純額	XXX	XXX
純利益	XXX	XXX

(2) ED に対するコメント

ED の提案したビルディング・ブロック・アプローチに基づく測定モデルには多くのコメントから支持が得られたものの、その一方では、残余マージンを除く各ビルディング・ブロックの変動¹⁴を純利益に算入する当該モデルは、極度に見積りに依存するため、結果ボラティリティの増大に繋がるとして、多くの

¹⁴ また、残余マージンのみを再測定しない提案に対しても、多くのコメントより批判が寄せられている。詳しくは 3 節を参照。

財務諸表利用者より懸念が寄せられている (IASB 2011b, 5)。また、提案モデルからもたらされるボラティリティは利益と資本に影響を及ぼすが、それらのボラティリティは保険会社の業績を忠実に表現するものではないとのコメントがほぼすべての保険業者から寄せられている (Ibid., 7)。また多くの基準設定主体からも、見積もりの変更を直ちに純利益に認識するモデルは短期的な利益のボラティリティを増大させ、保険業の業績指標としての純利益の有用性を毀損させるとの批判を受けた¹⁵ (例えば、企業会計基準委員会 2010, 1; GASB 2010, 6)。

また、要約マージン・アプローチの表示方法に関して一定の有用性が認められたものの、大多数の財務諸表利用者を含む、多くのコメントより、保険料や保険金などの従来の表示モデルでは包括利益計算書本体に計上されていた情報が、当該アプローチでは排除されていることに批判が寄せられている¹⁶ (Ibid., 18)。また、ほとんどの基準設定主体は、要約マージン・アプローチの有用性に対して非常に懐疑的である¹⁷。これらのコメントを受けて、IASB は、2013 年に向けての再公開草案では保険料収益および保険金費用を含めることを暫定的に合意している。

3. 保険負債測定に関する個別論点における議論の変遷

前節では、保険契約プロジェクトの変遷を、特に保険負債の測定属性に関する提案の変遷に着目して確認してきた。例えば、DSOP では「企業固有価値」や DP では「現在出口価値」などの測定属性が提案されてきた。ただし、どの測定属性をとっても、保険負債の性質上、市場で客観的に観察できるものではないため、一定の方法で見積もる必要がある。本節では、保険負債の見積もりにあたって考慮される事項に関する議論の変遷について、(1) CF、(2) 割引率、(3) 信用リスク、(4) リスク調整に係るマージン、ならびに (5) その他のマージンに関する取扱いに関してそれぞれ確認していく。また本節では、2 節で取り上げた IASB からの公表物に加え、ED 以後の現時点における暫定合意 (Tentative Decision: TD) の内容についても触れることとする。図表 5 は、各公表物における議論の変遷をまとめたものである。

(1) キャッシュフロー

保険負債を見積もるに当たっての「出発点」は、CF である。IP では、起草委員会の使命は保険負債の測定基礎を決定することとされているが、前述のように資産負債測定観を採用することによっていかなる測定属性が保険負債に用いられるべきかについては明確に指摘されておらず、基本的に金融商品会計などの他のプロジェクトの動向によって左右される可能性を指摘するに留まっている。ただし、保険会社が保有する資産負債を測定するに当たり考慮すべき事項が記述されており、それらの事項は基本的に IASB に引き継がれ、その後の保険契約プロジェクトにおいても重要な意義を有している。図表 6 は、IP に記載されている保険負債を測定する際に考慮されるべき事項 (用いられる仮定や慣行) をまとめたものである。

¹⁵ このような批判に対する IASB の改善策については、3 節および 4 節を参照。

¹⁶ Standard & Poor's (2010, 10) は、要約マージン情報の有用性を認めつつ、保険料収益および保険金費用を表示する伝統的な損益計算書情報は業績分析に不可欠な情報であるとし、マージン情報と合わせて開示することを要求している。

¹⁷ CASC (2010) および GASB (2010) は、要約マージン・アプローチの基づく表示方法が他の産業では用いられていないため、産業間の比較可能性を損ねるとしている。また、GASB (2010, 25) は、マージンの算定には主観が伴うため、単にマージンのみに焦点を当てることが意思決定に有用な情報を提供するか疑問であると述べている。

図表5 IASBにおける保険負債の測定に関する記述の変遷

		IP (1999)	DSOP (2001)		DP (2007)	ED (2010)	TD (2012)
保険負債の測定属性 (モデル)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在価値 (current value) モデルを提案 ・ IAS39 が全面公正価値会計に置き換わった場合、保険負債についても公正価値測定を提案 	IAS39 が有効であり続ける場合	企業固有価値: 企業が負債のカバ一期間に応じて契約条項に従って保険契約者や他の受益者に対して負債を決済していく場合の、それら支払コストの現在価値	現在出口価値・残存する契約上の権利・義務を直ちに他の企業に移転するために対価として保険会社が報告時点で支払うことが見込まれる額	履行CFの現在価値: 保険契約を履行するにつれて生じる将来COFから将来CIFを控除したものの期待現在価値 (不確実性の影響について調整)	同左
			金融商品に全面公正価値会計が適用される場合	公正価値: 貸借対照表日に企業がその負債を第三者に引き受けてもらうとすれば、その第三者に支払わなければならない金額			
キャッシュフロー (CF)		CFの金額およびタイミングに影響を与えるすべての将来事象に関する、現在の市場の期待に基づいた明示的な仮定を採用	企業固有価値	既存の保険契約から生じる将来CFのみを対象とし、現在の保険会社であれば発生するであろうすべての企業固有のCF	(a) 明示的なもので、(b) 市場で観察可能であり、(c) 入手可能な情報をバイアスのない方法で組み込み、(d) 現在の、(e) 企業固有CFを除外したもの	(a) 明示的なもので、(b) 企業の視点を反映させ、(c) 入手可能な情報をバイアスのない方法で組み込み、(d) 現在の、(e) 既存契約から生じるCF	同左
			公正価値	企業固有CFを除外			
割引率		現在の市場の期待に基づく明示的な割引率	リスクフリー資産 (市場価格が容易に観察できる資産) の期末の税引き前利回り		<ul style="list-style-type: none"> ・ 時期・通貨・流動性等に関して、保険負債とマッチする特徴を有するCFに係る観察可能な現在の市場価格と整合する割引率 ・ 負債に関連しない要因はすべて除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時期・通貨・流動性に関して、当該保険負債の特性を反映するCFを有する商品の、観察可能な現在の市場価格と整合する割引率 ・ 負債と関連性のない要因は除外 	同左
信用リスク		N/A	企業固有価値	信用リスクを反映しない	信用リスクを反映する	信用リスクを反映しない	同左
			公正価値	信用リスクを反映する			
マージン	リスク調整	取引の知識がある自発的な当事者間における独立第三者間取引にて決定される価格に反映されるリスク	その推定において、可能な限り観察可能な市場のデータに基づき、市場のリスク選好 (market's risk preference) を反映		<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬観: 企業が、リスク負担に対して要求する対価に関する明示的かつバイアスのない測定値 ・ 市場参加者の視点から測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的な履行CFが予測を超過するリスクから解放されるために保険会社が合理的に支払うであろう最大の金額 ・ 保険会社による履行を想定 	最終的な履行CFが予測を超過するリスクから解放されるために保険会社が要求する対価
	その他のマージン	N/A	N/A		ジ サ ー ビ ス マ ー ジ ン 保険会社が提供する保険サービス以外の他のサービスについての対価部分 (主に投資マネジメント・サービス)	残 余 マ ー ジ ン <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初契約認識時における利得を排除した額 ・ 保険カバー期間にわたる契約の収益 (保険リスクを負うこと以外の要因に対する対価) 	残 余 マ ー ジ ン <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初契約認識時における利得を排除した額 ・ 保険契約における未稼得利益 (unearned profit)

IP では、測定に用いられる仮定は明示的なものを用いることが提案されているが (para. 199)、その理由として、①当時公表されていた他の IAS と整合するアプローチであり、②透明性が向上し、③見積もり情報に対する理解可能性が増すことが挙げられている (*Ibid.*, para. 199)。また、「用いられる仮定は、現在の情報に基づくべきか、それとも長期的な視点から判断すべきか」という問いに対して、長期的な視点に基づけば (現在の情報を反映していくよりも) ボラティリティは低減するであろうが、現在の情報を無視する測定は IASC 概念 FW の定める「中立性」に欠くとしている (*Ibid.*, para. 203)。

図表 6 測定にあたり用いられる仮定および慣行

測定事項	代替的な方法 (☑ : IP の選好する方法)
① 用いられる仮定	☑ 明示的な仮定 ☐ 非明示的な仮定
② 仮定を形成する基礎となる情報	☑ 現在の情報 ☐ 長期のトレンド
③ 見積もりに含まれる将来事象	☑ CF の金額およびタイミングに影響を与えるすべての将来事象 ☐ 一部の将来事象 ☐ 将来事象を考慮しない
④ CF の金額およびタイミングに関する仮定	☑ 市場の期待 ☐ 保険会社の期待

出所 : IP 表 3 に加筆修正

上記に合わせてさらに重要な提案は、CF の金額・タイミングを見積もるに当たり、企業固有の期待ではなく、市場の期待を反映させることである。換言すれば、IP は保険負債の測定に当たり「現在の市場に基づく明示的な仮定」に基づくことを提案している。以上の提案からも、起草委員会が公正価値を念頭に置いて議論を行っていることは容易にうかがえよう。

以降、DSOP、DP、ED でも、図表 6 における提案のうち、①明示的な仮定を用いること、②現在の情報を用いること、③すべての将来事象を織り込むこと、という要件は引き継がれていくことになるが、④市場の期待を反映させるか否かについては差異がある。以下、④に着目して議論の変遷を追っていく。

前述のように DSOP では、IAS39 が有効であるか否かによって、保険負債の測定属性を「企業固有価値」と「公正価値」とで使い分けることが提案されている。「企業固有価値」が選択される場合、現在の保険会社のもので発生するであろうすべての企業固有の将来 CF¹⁸を用いることになる (para. 4.91[a][iii])。ただし市場変数の仮定¹⁹ (market assumption) に関しては、現在の市場価格および市場からもたらされるその他のデータと整合的である必要がある。非市場変数の仮定²⁰については、上記の市場変数の仮定と整合し²¹、かつ経営陣に承認されている直近の財務予算および業績予想 (financial forecast) と整合する必要がある (*Ibid.*, para. 4.91[b][c])。これは、主観的な経営判断に基づく情報よりも、市場データに基づく情報のほうが、財務諸表利用者にとって理解しやすく、市場参加者の合意に基づく見積もりのほうがより信頼性があるため

¹⁸ パラグラフ 4.113 では、企業固有の CF が生じる要因 (例えば、保険金を抑制するような卓越したスキルなど) が述べられているが、それらはのれん価値を生み出す源泉となるものである。

¹⁹ 市場変数の仮定とは、金利などの、資本市場で観察可能な取引価格から容易に見積もることができるもの (DSOP, para. 4.94[b][i])。

²⁰ 非市場変数の仮定とは、損害率、保険金単価、解約率、死亡率などの、資本市場からは容易に見積もることができないものである (DSOP, para. 4.94[b][ii])。

²¹ したがって、非市場変数は、現在の市場価格と整合する必要がある。

とされている (*Ibid.*, para. 4.124)。「公正価値」が選択される場合、(a) 上記で述べたような企業固有 CF を反映させることが禁止され、(b) 市場参加者が保険会社と同じ仮定を用いないことを示すデータがある場合、公正価値にはその市場情報を反映させなければならない (*Ibid.*, para. 4.92[a][b])。

DP では将来 CF の見積もりに際し、企業固有のものを除外することを提案している (para. 34)。DP では、市場との整合性を強調することによって、保険会社自身で見積る測定値よりも主観性の介在が小さくなるため、レリバントで、かつ信頼性のある情報が提供できるとされている (para. 37)。なお、「企業固有の CF」と「ポートフォリオ固有の CF」は区別されている²² (*Ibid.*, para. 57)。DP においても DSOP と同様、市場変数と非市場変数に分けて CF の見積もりのガイダンスが提示されており、市場変数は市場価格と整合するものであり、非市場変数は市場変数と矛盾してはならないとして、DSOP と同様の要請がなされている (DP, paras. E8 and E12)。

ED で特に注目すべきは、CF の見積もりにおいて、市場変数以外は企業固有の見積もり (企業の視点) の反映が許容されている点である。すなわち、ED でも他の公表物と同様、市場変数と非市場変数に分けて将来 CF の見積もりに関して議論がなされているが、CF の見積もりにおいては、保険会社による契約履行の形態を反映させなければならないとされており、非市場変数には市場インプットの調査 (市場との整合性) は要求されていない (para. B42)。

TD では、保険負債の測定値を「すべてのレリバントな情報を考慮に入れた、契約の履行に伴い生じる CF の期待価値」とする、ED における「履行 CF の現在価値モデル」を引き続き採用し、企業固有の見積もりを反映させることが引き続き許容されている。

(2) 割引率

保険負債に貨幣の時間価値を反映させるためには割引率が用いられる。前述のように、IP の提案する保険負債を測定する際に用いられる仮定は、「現在の市場に基づく明示的な」と換言できよう。そのため IP では、市場の期待に基づき見積もられた CF を市場利子率で割り引けば、市場期待に基づいた測定が公正価値測定になるであろうことが付記されている (para. 206)。以降の公表物でも、割引率を市場変数としたうえで、市場整合的なものを用いることを要請する姿勢は基本的に崩されていない。

2 節でも述べたように、ED では、割引率は現在のものを反映させるべく每期更新され、その影響は純利益に算入されることになる。TD でも「負債の特徴とマッチする市場整合的な割引率」を用い、每期更新していく点は ED (およびその他の公表物) と同様である。TD における大きな変更点は、割引率の更新に起因する保険負債の変動額をその他の包括利益 (OCI) で表示することである²³ (IASB 2012a, 48)。このことは、ED に寄せられた多くのコメントから、市場金利などの市場変数の変動を保険会社の本業である保険引受業務の業績指標 (純利益) から切り離すべきとの指摘を受けたことに起因する。

²² 「例えば、死亡率のバイアスのない見積りは、測定されるポートフォリオの構成層に依存しており、したがって、それはポートフォリオ固有のものである。ポートフォリオ固有のものであるからといって、企業固有となるわけではない。保険会社が異なれば、異なる引受基準を有しているかもしれないが、ある既存のポートフォリオに係る見積り死亡率は、当該ポートフォリオの特徴を反映するべきであり、異なる引受基準が作り出している異なるポートフォリオの特徴を反映するべきでない」とされている (DP, para. 57)。

²³ ただし、保険負債に係る利息の算定に用いられる割引率は、当初の割引率を用いることが提案されている (IASB 2012a, 48)。

(3) 信用リスク

負債の測定に信用リスク（保険会社が要求通りに債務を履行できない可能性）を織り込む場合、信用リスクの上昇（信用状態の低下）によって負債は減少し、信用リスクの低下（信用状態の向上）によって負債が増加することになる。信用リスクの議論は、前節で触れたように、IASB が保険契約会計に対する公正価値測定の導入に失敗する一因となった。

図表 7 保険負債に信用リスクの影響を反映させることの賛否

	賛成意見	反対意見
当初認識時	現在出口価値の測定から保険会社の信用状態を除外するには恣意性が伴う	売買されない保険契約に、信用状態の影響を含めるには明示的な見積りが必要となるが、その見積りには主観が伴う
	信用リスクの除外は、特定の契約上の COF が起こらないというシナリオを無視する	保険会社がすべての正当な保険金請求に対して全額支払おうと意図しているという事実と整合しない
	通常、保険会社の所有者の責任は有限責任であるが、信用リスクの除外は、保険会社が債務をすべて支払うと暗示するため、その事実を無視することになる	保険会社が第三者に債務を譲渡することで信用リスクの実現が不可能な場合、信用リスクの調整は不適切である
	ほとんどの金融負債の公正価値には借手の信用状態が反映されていることもあり、保険負債の公正価値についても借手の信用状態を反映すべきである	保険会社は保険契約者との決済を通じる以外に保険負債から解放されることはない
当初認識後	当初測定時に負債の信用リスクを認識しておきながら、それ以後には無視することになれば、当該測定モデルは不整合なものになってしまう	保険会社の信用状態の低下が未認識資産の価値毀損と同時に起こる場合、保険負債からの利得が認識される一方、資産からの損失が認識されないという不整合が生じる
	信用リスクの影響を無視すると、複数の負債間の経済的な差異を無視することになる	負債の信用リスクが変動した際に認識された収益は、債務不履行がなければ、後の期間に費用として戻し入れられる
	信用リスクの変動の報告は、利得実現の可能性を知らせるためでなく、負債に関する経済的にレリバントな情報を表示する際のベンチマークとして、見積もり市場価格を使用することを意図したものである	保険会社が継続企業として活動している限り、負債の信用リスクが変動した際に生じる利得の実現は不可能である 保険負債が信用状態の低下で減少することとなれば、保険会社のソルベンシーを評価することが困難になる

出所：DP, paras. H11-H13 の記述をもとに作成

IP では、保険負債の測定に信用リスクを反映させることの是非について公正価値の章で論じられているが、信用リスクを反映させることの賛否を紹介することとどまり、信用リスクの問題は保険負債の測定の問題の範疇を超えらるゝとして、結論は示されていない（para. 626）。

DSOP では、企業固有価値と公正価値に分けて議論がなされており、保険負債の企業固有価値に対しては、保険会社自身の信用状態を反映してはならないとしている（para. 4.159）。DSOP は、企業固有価値は「保険契約者およびその他の受益者に対して、カバー期間にわたり規則正しく支払いがなされることを前提としており、そのため、企業の信用状態は企業固有価値にはレリバントでない」としている（para. 4.163）。一方、公正価値を用いる場合は、実務との兼ね合いさらなる検討が必要ではあるとしながらも「概念的には」信用リスクを反映しなければならないと述べている（*Ibid.*, para. 4.159）。ただし、IP に寄せられたコメントの大半が、保険負債の測定に保険会社自身の信用リスクを反映させることに対して強く反対していたことを受け²⁴、今後さらなる検討の必要性を指摘している。

公正価値測定を推進する DP では、測定に負債の信用リスクを反映しなければならないとの見解が示さ

²⁴ IP に寄せられた反対理由は図表 7 の内容と同様のものである。

れている (para. 232[a])。また、保険会社は、当初認識時において信用リスクが保険負債に与える影響と、当初認識後において信用リスクの変動をもたらす保険負債の変動情報を開示しなければならない (para. 232[b])。なお、DP では当初認識時と当初認識後に分けて、保険負債に信用リスクを反映すべきか否かそれぞれの意見が列挙されている (図表 7)。

信用リスクの影響を保険負債の測定に反映させるという DP の提案に対して、財務諸表利用者・作成者を問わず、寄せられたコメントの大半が反対したことを受けて²⁵、ED では一転して、履行 CF の現在価値には当初認識時と当初認識後のいずれにおいても、保険会社による不履行リスク (信用リスク) を反映してはならないとしている (para. 38)。TD においてもこの方針は引き継がれている。

(4) リスク調整に係るマージン

保険会社は、保険契約から生じる CF の金額および時期に関する不確実性 (リスク) に直面しており、保険負債の測定にも当該リスクを反映させる必要がある。IP では、保険負債の測定には、「取引の知識がある自発的な当事者の間における独立第三者間取引にて決定される価格に反映されるリスク」を投影しなければならないとされている (para. 243)。

DSOP では、保険負債の企業固有価値と公正価値はともに、リスクおよび不確実性を常に反映しなければならないとされている (para. 5.3)。また、リスク調整分の金額を決定する際には、市場のリスク選好 (market's risk preference) を反映すべきであり、その推定は可能な限り、観察可能な市場のデータに基づいて行われなければならないと提案されている (*Ibid.*, para. 5.21)。これは保険会社間での比較可能性を確保するためである。

DP では、リスク負担のサービスに関するマージンをリスクマージンと称している。DP では、リスクマージンを設ける目的について、「緩衝装置観 (shock absorber view)」と「報酬観 (compensation view)」という2つの見解を取り上げている。緩衝装置観は、リスクマージンを「保険契約者に対する支払いが以前に負債として認識された額を上回る場合に、将来において費用を認識することを避けるために、当該負債の中に含まれているもの」と捉える一方で、報酬観は、リスクマージンを「企業がリスク負担に対して要求する対価に関する明示的かつバイアスのない測定値」と捉える (*Ibid.*, para. 73)。

両者の見解の違いは、例えば、緩衝装置観では、期末に残存するリスクマージンは通常、リスク額の減少を反映したものにすぎないが、他方、報酬観では、それに加えてリスクの増加および期末に残存するリスクまでも反映したものとなる点が挙げられる (*Ibid.*, para. 73)。また、緩衝装置観を採用すれば、マージンが残存する限りでは、CF の不利な変動はマージンによってすべて吸収されるため、純利益および資本のボラティリティは小さくなるが (*Ibid.*, para. 74)、DP は、(a) 見積もりの変動を直ちにわかりやすく報告し、(b) 異なるエクスポージャーを異なるように報告し、(c) 明確な目的を持ったリスクマージンをもたらすとして、リスクマージンをリスク負担の対価とみる報酬観を採用している (para. 75)。このような見解は、緩衝装置観のもとでは、報告されるリスクマージンの残余額は単なる計算結果としか説明できないため (*Ibid.*, para. 75)、資産負債測定観にはそぐわないものであることを反映していよう。なお、マージンを見

²⁵ 反対意見の中には、図表 7 に示されるものに加えて、信用リスクの問題について「保険会社はそもそも高い信用力を維持する必要があるため、保険会計にとっては問題にならない」とするものもある (ASB 2007, 15)。

積もる際には市場参加者の視点から測定しなければならない点は、IP・DSOPと同様である (*Ibid.*, para. 76)。

EDでは、前述のようにリスク調整は「最終的な履行CFが予想を超過するリスクから解放されるために保険会社が合理的に支払うであろう最大の金額」を算定するために行われる (ED, para. 35)。保険会社は、保険契約から生じるCFの金額および時期に関する不確実性に直面しており、当該不確実性の影響に関する情報を提供するものとして、リスク調整の意義が見出される (*Ibid.*, para. B68)。ここで、リスク調整は、保険契約に関連するすべてのリスクを反映するものであるが、「保険契約に関連するリスクを負担することに対して市場参加者が要求するであろう対価」を表現すべきではないとされている (*Ibid.*, para. BC110)。EDでは見積もりに際して、CFと同様、企業の視点を反映させることが許容されている。

なおTDでは、EDに寄せられた一部のコメントから、EDにおけるリスク調整の定義が「履行」よりも「出口価値」概念により整合したものであるとの指摘を受けたため²⁶ (IASB 2011b, 13)、リスク調整の目的を「最終的な履行CFが予測を超過するリスクから解放されるために保険会社が要求する対価」に変更されている (IASB 2012a, 30)。

(5) その他のマージン

IPおよびDSOPでは、保険負債の構成要素として、リスク調整に係るマージン以外のマージンを別途設けるかについて言及されていない。DPでは、保険引受業務以外の他のサービス負担に関するマージンをサービスマージンと称している。サービスマージンとは、保険会社が保険サービス以外のサービス（ユニットリンク契約における投資マネジメントサービスなど）を提供する場合に、保険会社が受け取る対価部分とされているが (*Ibid.*, para. 87)、その内容が不明瞭であるとの批判を受けてEDでは削除されている。

2節で確認したようにEDでは、現在価値 (current value) モデルによって契約開始時に契約を履行していないにもかかわらず利得がもたらされうることに對する批判を受けて、初日利得を避けるための「残余マージン」が設けられている。そのため残余マージンは、初日利得 (未実現利益) を繰り延べたものと解される²⁷。

残余マージンはカバー期間にわたる契約の収益性を報告するマージンであり、契約を組成し、ポートフォリオを構築するコストおよび努力に対する対価や、補助的サービスの提供に対する対価など、様々な要因の集合体として説明されている (*Ibid.*, para. BC125)。残余マージンの会計処理の特徴としては、前述のように、保険負債を構成する他のビルディング・ブロックについては再測定が要請させているにもかかわらず、残余マージンについてのみ再測定が要請されず、当初測定額が規則的に償却されていくことである²⁸。

保険負債の構成要素のうち残余マージンのみを再測定しないというEDの提案が批判されたことを受け²⁹、残余マージンの再測定について検討が進められている。そこでTDでは、「残余マージンは、CFの見積

²⁶ 例えば、企業会計基準委員会 (2010, 5) では、「「保険者が合理的に支払う金額」からは、第三者に金銭を支払って義務を決済することが連想されるため、保険者自ら義務を履行することを前提とする保険負債の測定についての記述としては適切でない」とされている。

²⁷ DPでは、市場参加者が保険会社より低い保険料を請求する場合、初日利得が生じる可能性を指摘しているが、初日利得の認識を禁じれば、債務に相当しない繰延利益 (deferred profits) を負債に含めることになる点が触れられている (*Ibid.*, para. 82)。資産負債測定観を採用するIASBにとっては、残余マージンの認識は禁じ手であったといえよう。

²⁸ ただし、残余マージンに関する利息を当初測定額に付加していくことになる (ED, para. 51)。

²⁹ 主な批判内容は、①残余マージンのロックインは、契約の期待収益の変動を反映していない点、②契約から損失がでている期間においてもなお、残余マージンの解放から依然として収益を計上し続けることの不整合などが挙げられている (IASB 2011e, 22)。

もりの変更に対してのみ調整されなければならない」と提案している（IASB 2012b, para. 6）。したがって、残余マージンは、将来 CF の見積もりの変動に対して、上方にも下方にも変動することになる³⁰。調整以後の残余マージンは、保険のカバー期間にわたり、「規則的に」償却されていくことになることは ED と変わらない。残余マージンの再測定という提案の背景には、残余マージンの「契約の未稼得利益 (unearned profit)」としての見方を反映させたことが挙げられている（*Ibid.*, para. 13）。すなわち、残余マージンは、保険料の現在価値と履行 COF の現在価値との差額であり、将来 CF の見積もりに変動があれば、契約の収益性（契約の未稼得利益）も変動するとの見解である。

(6) 小括

前節では IASB 保険契約プロジェクトにおける、主に保険負債の測定属性に対する提案内容の変遷を、また本節では、保険負債の見積もりにあたって考慮される諸項目に関する議論の変遷を追ってきた。図表 8 は、各公表物における特徴的な提案内容をまとめたものである。

図表 8 各公表物における特徴的な提案（☑：IASB の採用した処理）

	資産負債測定観と整合的な処理	繰延対応観と整合的な処理
IP	<input checked="" type="checkbox"/> 保険負債を現在価値に割引（公正価値測定の適用） <input checked="" type="checkbox"/> 新契約費の即時費用化	<input type="checkbox"/> 未経過保険料アプローチの採用 <input type="checkbox"/> 新契約費の繰延処理
DSOP	<input checked="" type="checkbox"/> 公正価値および企業固有価値測定の適用	<input type="checkbox"/> 費用積算法および費用付加法の採用
IFRS4	<input checked="" type="checkbox"/> 現在価値測定の容認・継続適用の強制 <input checked="" type="checkbox"/> 異常危険準備金・平衡準備金の計上禁止	<input checked="" type="checkbox"/> 未経過保険料アプローチの継続使用の認可 <input checked="" type="checkbox"/> 新契約費の繰延処理の容認
DP	<input checked="" type="checkbox"/> 公正価値（現在出口価値）による再測定 <input checked="" type="checkbox"/> リスクマージンの性質として「報酬観」の採用 <input checked="" type="checkbox"/> 初日利得の認識	<input type="checkbox"/> 未経過保険料アプローチの採用 <input type="checkbox"/> リスクマージンの性質として「緩衝装置観」の採用
ED	<input checked="" type="checkbox"/> 企業固有価値による再測定	<input checked="" type="checkbox"/> 初日利得の繰延処理（残余マージンの認識）

保険契約プロジェクト発足時、保険契約会計を策定するにあたり IASC が抱いていた問題意識は、現行の会計実務で採用されている繰延対応観と IASC 概念 FW とで整合がとれていないことにあった。繰延対応観では、収益費用の対応概念（matching concept）に立脚した利益計算を行うことで、期間的対応から外れた収益または費用は、次期以降での対応を待つものとして繰延処理されていくことになる。IP では、当該繰延項目には、IASC 概念 FW の資産負債の定義を満たさないものが含まれるとして、繰延対応観（あるいは伝統的対応概念）を棄却している。また、資産負債測定観を採用することで「現在価値（current value）モデル」を採用することを提案しているが、保険負債に対して「市場整合的な測定」を要請しており、公正価値測定を志向しているのは明らかである。以降、保険契約プロジェクトでは、IASC 概念 FW に基づく資産負債測定観を採用し、公正価値志向の議論が進められていくことになる。

その後、DSOP では公正価値に合わせて企業固有価値を保険負債の測定属性として提案したが、現在出

³⁰ そのため将来 CF の見積もり変動の影響は即時に純利益に反映されることはなくなる。ただし、残余マージンは負債になってはならないため、残余マージンを超える下方変動は、即時に損失として認識される。また、CF の実績調整に関しては、即時に純利益に反映される（IASB 2012b, para. 6）。

口価値を測定属性として提案した DP では企業固有 CF を測定に反映させることを禁止し、すべての構成要素を市場参加者の視点から見積もることで、公正価値測定に一本化した形となる。ただし、いずれの測定属性を採用したとしても、保険負債に活発な市場が存在することは稀であり、一般に観察不能であるために測定モデルを用いて見積もる必要がある。IASB は保険負債を複数の構成要素（主に CF、割引率、マージン）に分割して見積もりを行うことを提案している。DP までの各公表物では、資産負債測定観を忠実に採用することで、IASB 概念 FW の資産負債の定義と整合しない会計処理（例えば、未経過保険料アプローチ、リスクマージンにおける緩衝装置観など）は排除されていくとともに、市場整合的な測定方法が要請されていった。

しかし、DP に対して、①通常第三者に移転することを想定しない保険負債に、負債の移転を擬制した現在出口価値（公正価値）を適用することについて、さらに②公正価値測定を適用することで信用リスクの影響を保険負債に反映しなければならないことについて疑義が寄せられることになる。このことを受けて、ED では、保険負債の「履行」を念頭に置く、保険のビジネスモデルにより整合的な測定モデルが提案され、CF やリスクマージンに企業固有の見積もりを反映させることが許容されることとなった。

ED が提案した測定モデルに一定の賛同が得られたため、企業固有価値が採用されることで IASB における保険負債の測定属性の議論には決着がついたといえよう。したがって、「保険契約＝金融商品」として「保険負債に公正価値測定を適用する」という IASB の当初の目標は失敗に終わったといえる。このことは、公正価値モデルという、保険サービス業には適さない測定（収益認識）モデルを理想に掲げた IASB の目標設定そのものに問題があったことを物語っていよう。また、「伝統的な対応概念を棄却し、概念 FW の資産負債の定義と整合した会計基準を策定する」との目標についても、契約の繰延利益ともいえる残余マージンの導入によって破綻をきたしつつある。TD では、残余マージンを再測定することが提案されているが、再測定されたマージンを毎期規則的に一定の方法で償却していくという収益認識方法には変わらない。

ところで、測定属性の問題を解決した IASB に残された課題の一つとして、現在価値モデルを適用することでもたらされる利益と資本に対するボラティリティへの対処が挙げられよう。ED では、保険負債に関するすべての変動の影響を純利益で認識することが提案されていたため、特に市場金利などの変動から純利益に短期的なボラティリティがもたらされることになるが、そのことが保険引受業本来の業績を曖昧にしようとの批判を受けていた。そこで IASB は見積もりの変更からもたらされるボラティリティへの対処策として、(a) CF の見積もり変動に起因するものについては、残余マージンで吸収することを、(b) 割引率の変動に起因するものについては、変動額を OCI で認識することを再提案している。これらの提案により、保険負債の測定に関する将来の見積もり変更に起因するボラティリティは低減することになるが、保険会社が被るであろうボラティリティの原因は、保険負債の測定のみには起因するものだけではない。保険負債と保険負債を裏付ける資産との関係からもたらされるボラティリティについても対処する必要がある。この点についての IASB の提案は次節で検討を加える。

4. 資産と負債をマッチングさせる意義

再度前節までの議論を振り返ると、IP では、資産負債測定観を採用することが、保険負債の測定属性と

して公正価値を自動的に選択することにはならないとしながらも、公正価値を志向していることは明らかであった。ED では、履行 CF の現在価値と称させる企業固有価値モデルが提案され、多くのコメントから好意的な意見が寄せられており、今後の再公開草案においても当該モデルを採用する方向で議論が進められていく予定である。保険負債の測定属性に関する議論に関して IASB において一定の決着がついたことで、DP で提案されていた公正価値を保険負債の単一の測定属性として用いるという目論見は暗礁に乗り上げたわけであるが、ED では、「公正価値を単一の測定属性として用いるという方針」から、「企業固有価値を単一の測定属性として用いるという方針」にシフトしているように考えられる。

ここで、IASB 保険契約プロジェクトの意義を吟味するにあたり、「公正価値ないしは企業固有価値を保険負債の単一の測定属性として提案することで、IASB は何を成し遂げようとしているのか」という問いについて検討したい。また IASB は、収益費用の対応概念から離れ、資産負債のマッチングを図ることで保険会計の問題解決を試みているように思われる。その最たるものとして、IASB が提案する保険契約の「理想的な測定モデル」に「経済的ミスマッチ (economic mismatch) の報告」および「会計上のミスマッチ (accounting mismatch) の解消」の要請を内包していることが挙げられる。本節では、これらの要請に着目して若干の検討を加えることとする。

4.1 保険契約の理想的な測定モデル

IASB は、保険負債に対して現在価値測定モデル (current measurement model) を適用することで、①保険負債の変動に関する透明性のある報告、②見積もりの変動に関する完全な情報の提供、および③資産と負債の首尾一貫した測定が達成できると述べている (IASB 2012a, para. 20)。しかし、そのようなモデルを適用することで、ある種のボラティリティがもたらされることは不可避である。例えば、市場金利の変動に対する影響の度合いが、資産と負債とで異なる場合、資本においても利益においてもボラティリティがもたらされうる。IASB は、それらのボラティリティへの対処策として2つのマッチング概念を掲げている。

IASB では、保険契約における理想的な測定モデルは「すべての経済的ミスマッチを報告し、いかなる会計上のミスマッチも生み出さない測定モデル」とされている (DP, para. 179; ED, para. BC173)。経済的ミスマッチとは「資産および負債の価値または資産および負債から生じる CF が、経済状況の変化に対して異なる反応をするときに発生する」ミスマッチであり、例えば、保険負債のデュレーションが保険負債を担保する固定金利資産のデュレーションより長い場合に発生する (ED, para. BC172[a])。一方、会計上のミスマッチとは「経済状況の変化が資産および負債に与える影響が同程度でありながら、異なる測定属性を適用しているため、それらの資産および負債の帳簿価額が経済状況の変化に等しく反応しない場合に発生する」ミスマッチである (*Ibid.*, para. BC172[b])。経済的ミスマッチおよび会計上のミスマッチともに「経済状況の変化」に着目しているのは、保険業について資産負債管理 (ALM) を行っていることが念頭に置かれていると思われる。

「経済的ミスマッチの報告」は、「真の経済状況」をありのまま報告せよとの要請であり、その定義上、価値 (ストック) と CF (フロー) のそれぞれのミスマッチの報告を要請している。「経済的ミスマッチの報告」を満たすためには、保険負債およびその裏付資産の測定属性として、歴史的原価 (または歴史的受取額) を採用することは正当化されないであろう。歴史的原価は、過去時制の測定属性であるため、資産

負債の購入時または受入時における経済状況を反映したものであり、現在の資産負債の経済状況の変化を反映したものではないためである。経済的ミスマッチを適時に報告するためには、資産負債の現在の経済状況の変化を反映した測定属性（例えば、公正価値など）によって、每期再測定されることが要請されることになる（秋葉 2011）。「経済的ミスマッチの報告」を達成するために、資産負債を現在価値測定（current value measurement）することで、（利益ないしは資本における）ボラティリティの発生は不可避であるが、IASB は、その場合に生じるボラティリティが「関連する経済事象を忠実に表現するものである」との、ある種の「信念」を表明している³¹（IASB 2012a, para. 21[a]）。

「経済的ミスマッチの報告」は保険契約会計特有の提案であるが、「会計上のミスマッチの解消」は、他の IFRS にもみられる。保険契約における提案においては、会計上のミスマッチは前述のように「資産負債の測定属性間のミスマッチ」となっている。しかし、IFRS9「金融商品」（IASB 2010c）では、会計上のミスマッチは「資産または負債の測定またはそれらに係る利得および損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定または認識の不整合」とされており、若干内容が異なっている（para. 4.5）。ED と IFRS9 における会計上のミスマッチの記述の差異をみると、IFRS9 は測定属性間のミスマッチに加えて、損益の認識時点のミスマッチ（純利益をマッチさせるための OCI の選択）についても言及されている。ここで、測定属性のマッチングのみを要請することは、貸借対照表をより注視することへと繋がるのが指摘できよう。つまり、ヘッジ会計のように、損益計算書のマッチングを「目的」として、その「達成手段」として貸借対照表をマッチさせる会計処理とは異なるものが導出され得る。保険会計では、「目的」についても「手段」についても貸借対照表に焦点があてられる可能性がある³²。

図表 9 会計上のミスマッチ（測定属性間のミスマッチ）



出所：羽根（2012b）

従来から指摘されてきた保険契約において会計上のミスマッチが生じる主要な原因は、図表 9 に示されるように、利付きの金融資産を公正価値で測定する一方で、保険負債については現在の利子率を反映しない方法で測定することによるものである。そのため、金融資産の帳簿価額が変動する一方、保険負債の帳簿価額は変動しないことになり、公正価値の変動額を純利益とする金融資産に関して貸借対照表および損益計算書上で会計上のミスマッチが生じることになるとされている（DP, para.178）。また、IAS39 における

³¹ 周知のように 2010 年に改定された IASB 概念フレームワーク（IASB 2010b）では、財務報告が投資意思決定に関して有用なものであるためには、レバントな経済的事象を表現する必要があるが、その場合、表現しようとする事象を忠実に表現することが求められており（para.Q12）、財務情報が有用であるために備えるべき基本的な質的特性として「レバンス（relevance）」と「忠実な表現（faithful representation）」の 2 つが挙げられている。「経済的ミスマッチの報告」要請は、資産と負債の経済変化に対する感応度が異なる場合にはその程度をありのままに報告せよとの要請であるとすると、「忠実な表現」という財務情報の質的特性を満たすと解される。

³² TD では、OCI の使用が取り上げられており、損益の認識時点のミスマッチについても考慮される。

「売却可能金融資産」または IFRS9 における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分金融商品」など、純利益を通じて評価差額を認識しない金融資産については、OCI（また、その結果として資本）において会計上のミスマッチが生じるとされている（ED, para. BC174[b]）。

ここで、経済的ミスマッチと会計上のミスマッチとの関係であるが、「経済的ミスマッチの報告」要請がより強力な要請であると解される。前述のように、「経済的ミスマッチの報告」は、保険会社の保有する資産負債の現在価値（経済価値）測定を要請するものであると解されるため、会計上のミスマッチを解消・緩和させる手段として選択できる測定属性は、測定日時点における資産と負債の現在価値を測定できるものに限定される³³。会計上のミスマッチを解消させるためだけであるならば、資産負債の測定属性または評価差額の損益認識時点を合わせることで足りるため、例えば、資産と負債をともに償却原価評価しても良い³⁴。

ED に対するコメントの一部からは、保険のビジネスモデルは ALM に依存しており、当該管理を反映することに失敗した結果として保険会社にボラティリティが生じると指摘されている（IASB 2011f, 2-3）。また IAIS（2006）によれば、ALM は、生命保険会社にとっては、市場金利リスクの最小化を主要な目的とした資産および負債のマッチング（asset-liability matching）に焦点を当てたものであるとされている³⁵（para.7）。資産負債に及ぼす経済状況が同程度であれば（言い換えれば、ALM に基づき資産負債がマッチしていれば）、金利リスクなどに関しては資産負債の一方の上方への変動が、他方の下方への変動により相殺され、ボラティリティが緩和されることになる。

以上のように、「会計上のミスマッチの解消」は、資産負債を現在価値で測定した際に、資産と負債との変動から生じる利益もしくは資本のボラティリティをならすため、「経済的ミスマッチの報告」に従属する形で適用されるものと解される。

4.2 資産負債をマッチさせる意義

以下では、「経済的ミスマッチの報告」「会計上のミスマッチの解消」を目的として、資産と負債をマッチさせることから、いかなる帰結がもたらされるのかを確認していく。

(1) 全面公正価値会計の推進

「経済的ミスマッチの報告」は、保険負債、およびその裏付けとなる資産についての、経済状況の変化による変動を適時に認識することを要請するものである。例えば、資産と負債について金利変動に対する感応度が異なる場合、当該金利に基づいて現在価値を算定し直す場合にはストックについて、受取または支払利息が変動する場合にはフローについて、ミスマッチが生じる。「会計上のミスマッチの解消」は、「経

³³ 現行の規定などを踏まえると、採用される測定属性は、資産負債ともに公正価値と使用価値（履行 CF の現在価値）となる。ただし、これらの測定属性を揃えることで、すべての会計上のミスマッチが解消されるとは限らない。使用価値はもちろんのこと、公正価値を市場で観察できない場合には見積もる必要があり、資産と負債で公正価値のヒエラルキー間のミスマッチが生じうる（小川 2009 等を参照）。

³⁴ FASB（2010）では、会計上のミスマッチを解消させるために、金融商品に対して償却原価オプションが提案されていることから明らかであろう。

³⁵ ただし、近年では、多くの保険業者にとって、ALM は、企業価値の最適化（value optimization）に焦点を当てたものとなっているとされている（IAIS 2006, para.7）。この場合、「会計上のミスマッチの解消」の目的もストック志向となる。

「経済的ミスマッチの報告」を達成することに付随して生じる、ストックとフローにおける不用意なボラティリティを低減させるため、資産負債に整合的な測定方法を採用することを要請するものと解される。具体的には、資産負債の双方を経済価値測定することで、一方の変動を他方の変動で相殺することを通じて、資本（ストック）と利益（フロー）の平準化を目指すものである。資産と負債をマッチさせることの主たる目的は、①経済状態のありのままの報告と、②ボラティリティの平準化に要約できよう。ここで、資産負債のマッチングが資本の平準化まで意図している点は、期間利益の平準化のみを意図した伝統的対応概念と異なる点であろう。

EDは、保険会社の保有する資産の会計処理の変更を要請するものではないとしているが（para. BC176）、以上のように、「経済的ミスマッチの報告」と「会計上のミスマッチの解消」を掲げるために、実質的に資産側の会計処理を規定ないしは限定していることになる。保険会社の保有する負債全体のうち保険負債は8～9割を占めるといわれ³⁶（上野 2009, 173-174）、保険負債に公正価値測定（あるいは企業固有価値測定）を適用することは、それに呼応して保険負債の裏付資産に関しても公正価値測定を要請することになりかねず、保険会社には実質、全面公正価値測定が適用されることになるろう。

また、IASBは、「会計上のミスマッチ解消」に比して「経済的ミスマッチの報告」を重視しているようである（IASB 2011g）。IASBでは、「経済的ミスマッチの報告」の正当性の主張にあたって、保険契約を取り巻く経済事象の「忠実な表現」を提供する点が叫ばれているようだが、経済状態をありのままに報告するような「保険負債（加えて裏付資産）の変動」情報自体が「レリバント」であることを大前提としていることにそもそも問題があるように思われる。

EDに対する多くのコメントからは、保険負債を現在の金利に基づき現在価値に割引くことによって、保険会社の財政状態に関するレリバントな情報をもたらされるとの賛同が得られた一方で、利益を企業の長期業績指標として重視する立場からは、いかなる状況においてもすべての経済的ミスマッチを報告することが財務報告の目的上、有用な情報を提供することになるとは限らないとの懸念が表明されているのも事実である。前述のように、市場金利などの市場変数の変動は、短期的な市場ボラティリティの結果であって、保険会社の長期的な業績とは切り離されるべきものと指摘されている（IASB 2011f, 8）。加えて、多くのコメントが、資本の平準化よりも利益の平準化のほうをより重視していることは注目に値する（IASB 2012c, para. 25[c]）。以上のことから、ボラタイルな利益を平準化させるという観点からは、資産負債のマッチングのうち「会計上のミスマッチの解消」がより強調されることになるろう。

（2）資産負債の変動から生じた収益費用を対応させることの意義

前述のように、IPなどの議論では、資産負債の現在価値測定を推進する論拠の1つとして、現在価値測定を適用することは、必ずしも収益費用の対応を無視したものではないことが指摘されている。つまり、現在価値に割引くことによって、共通の測定単位（すなわち、同一時点の現在価値）で表現することで、収益と費用が対応することになる（DSOP, para. 3.48）。

ここで、伝統的対応概念が何のために収益費用を対応させていたかを確認しよう。対応概念を体系的に

³⁶ わが国の生命保険協会年次統計によれば、2011年度における生命保険会社43社の貸借対照表の合計額は、資産合計326.9兆円、負債合計315.4兆円（うち保険負債合計300兆円）、純資産合計11.5兆円である。したがって、負債全体に保険負債が占める割合は95%に及ぶ。総資産対比でも保険負債は90%を超える。

記述した Paton and Littleton (1940) が指摘するように「会計における主要な関心事は、費消された努力に対する成果を測定するための試験的な鑑定 (test reading) としての、費用と収益との定期的な対応 (matching)」であり (Ibid., 7)、「会計によって、われわれは、ある期間に「メーター (the meter)」を通過した費用と収益との期間的対応を通じて、かかる試験的な鑑定を行おうと努めている」(Ibid., 15)。Paton and Littleton (1940) による具体的な対応プロセスは、まず、成果たる収益の認識にあたり「実現 (realization)」が採用される。Paton and Littleton (1940, 49) では、「稼得 (earning) は実現と混同されてはならない」としたうえで、「収益は現金の受領、受取債権、またはその他の新しい流動資産により立証された際に初めて実現されることになる。この場合は、2 つのテストが暗黙裡に考えられよう。すなわち、(1) 法的な販売または同様の過程による転換、(2) 流動資産の取得による確定 (validation) である」とされている。

一方、努力たる費用 (原価) の会計に関しては、「(1) 原価の発生に応じ、正当な配分にもとづいて確かめ記録する段階、(2) 原価を営業活動によって跡づけ再分類する段階、(3) 原価を収益に配分する段階」(Ibid., 69) の3段階があるとされる。「理想的には、すべての発生した原価は、最終的に特定の売上項目または供与された用役項目に結び付くものとみなされるべき」(Ibid., 15) とされ、「営業活動に利用されるいかなる要素であっても、費用は、その生み出した製品が収益を生じたと認められる場合のみに収益に賦課される」(Ibid., 70)。つまり、「実現」収益と対応づけられるように費消原価 (費用) は配分されていくことになる。

以上のように、Paton and Littleton (1940) に代表される伝統的対応概念は、「企業における経営努力と成果とを結合させて、企業の純粋な経営成果を把握するために、費用と収益とを対応させ、純粋な経営成果としての純利益を明らかに」(小林 1995, 64) させるものと一般的に解され、そのためには、「費用と収益の適切な報告として、努力と成果との関係を最も如実に開示するような方法」(AAA 1965, 368) で利益が開示される必要がある。また、「期間損益の歪みを回避するための適切な対応」(Storey and Storey 1998, 51) を通じて CF の再配分を行うことで、利益に長期的な業績指標としての意義が期待できることになる。つまり、伝統的対応概念は、収益費用を企業活動における「努力」「成果」の因果関係として捉え結合させることで、利益に「企業活動の正味成果」という積極的な意義を付与するものである。

また、伝統的対応概念において対応される収益費用は、実現した (あるいはすでに発生した) 確定額である。結果、両者の対応からもたらされる利益についても、その性格は確定的なものとなる。未経過保険料や新契約費の議論で確認したように、収益費用の一方が未実現 (未発生) の場合、実現 (発生) するまで、ないしは両者の因果関係が成立するまでは、もう一方の項目は繰り延べられることになる。

現在価値測定のフレームワークのもとで、資産負債をマッチングさせることに追従して収益費用を対応させる方法では、それらの対応によってもたらされる利益の意味も変容してくる。現在価値の変動要因は様々であるが、将来 CF の見積もりの変更はその最たるものである。将来 CF の見積もりは、企業内外のあらゆる情報を考慮してなされるが、それらはいくまでも期待であり、次期以降にはまた改訂が迫られる可能性は十分にある。資産負債のマッチングでは、「期待」収益と「期待」費用の対応から「期待」利益が算出される。さらにそれらの収益費用の間には、因果関係は存在せず、(AML を想定しても) 金利変動の影響を媒介させた相関関係が認められるに過ぎないであろう。そのような利益に対して、長期的な業績指標を示すもの、あるいは「企業活動の正味成果」という積極的な意義を付与できるかは明らかではない。

5. おわりに

本稿では、IASB 保険契約プロジェクトの変遷を概観することで、(1) IASB が当該プロジェクトにおいて目指すところ、ならびに (2) プロジェクトが 15 年以上もの長い審議を経ても未だ纏まらないという状況をもたらした根本的な問題の所在はどこにあるのか、について考察を加えた。2 節では、保険負債の測定属性に関する IASB (C) の提案内容の変遷を確認していくことで、IASB の、保険契約会計に対する基本思考をみてきた。IASB における保険契約 IAS の目的は、収益費用の伝統的な対応概念に基づく会計モデルを廃し、IASB 概念 FW の資産負債の定義と整合する基準を策定するという問題意識であったものの、測定にあたっては、当初より公正価値を志向してきたことを示した。①IASB 概念 FW との整合 (伝統的な対応概念からの離脱)、②公正価値測定の適用を 2 本柱として議論されてきた保険契約プロジェクトであったが、保険負債に対する「純粋な」公正価値モデルと提案した DP が、通常、市場における第三者間決済が想定されていない保険負債の測定に、公正価値測定を適用することの不可思議がクローズアップされることで受け入れられなかったことから、②に関しては暗礁に乗り上げた形となっている。ED 以降、企業固有価値を保険負債の単一属性として、①を推進しようとしているが、残余マーゲンの導入によって破綻をきたしつつある。この点 ED は、資産負債測定観と繰延対応観の混合モデルであるとも解される。結局のところ、伝統的な対応概念を否定しようとしたが、完全には否定しきれないのが実状といえよう。なお暫定合意では、残余マーゲンを再測定する提案がなされているが、それは繰延利益の再測定を提案していることを意味する。しかし、残余マーゲンの収益認識は、依然として「実現/対応」に基づく伝統的な収益認識プロセスから完全に脱却できていないことには変わらない。

4 節では、保険契約会計において公正価値測定の導入を断念した IASB が、企業固有価値を単一属性として用い、(収益費用の対応概念から離れ) 資産負債のマッチングを図ろうとする試みと、その帰結について検討を加えた。「経済的ミスマッチの報告」「会計上のミスマッチの解消」を掲げ、保険負債の測定属性に企業固有価値を用いる場合、保険負債を裏付ける資産については全面公正価値会計が推進されることに繋がることを示した。事実、2012 年 11 月に公表された公開草案「分類と測定：IFRS9 の限定的な改訂」では、一部の金融商品に対して、OCI を通じての公正価値のカテゴリーが増設されることとなったが、その背景の 1 つに、保険 ED との関連を踏まえたことが挙げられている (IASB 2012d, para. IN1[b])。この動きは保険契約会計より資産側の会計基準が規定されるファーストステップとみることもできる。

また、資産負債のマッチングからもたらされる収益および費用、ないしはそれらの差額である利益は、収益費用の伝統的な対応概念からもたらされるそれらとは、性質がまったく異なるものとなってしまう、利益情報が長らく果たしてきた役割を変容させることとなる。IASB が利益よりも資本 (価値) を重視する立場にいるのならば、「利益の性格」の変容という問題は、彼らにとって実に些細な問題であるのかもしれない。しかし、ED に対する多くのコメンテーターが、保険料収益と保険金費用を表示しない要約マーゲン・アプローチに反対し³⁷、資本の平準化よりも利益の平準化、言い換えれば、資本価値の情報よりも利益情報

³⁷ DSOP では、保険会社は通常、既存契約に基づく将来の保険金支払 (COF) を見積もるに当たって、(a) 保険契約者によって既に報告された保険金に関する情報、(b) 保険契約の特徴に関する、既知の、または推測されるその他の情報、(c) 必要に応じて他のソースからの過去のデータによって修正された、保険会社自身の実績についての過去のデータな

のほうをより重視しているという事実は、辻山（2011, 48）で指摘されているように、時価（公正価値）ベースの純資産が株主資本価値そのものを示すものではないということを多くの財務諸表利用者が認知しており、かつ資本価値の算定には利益情報³⁸が不可欠な情報である、ということをお話しているのではないかと。

【参考文献】

American Accounting Association (AAA). 1965. 1964 Concepts and Standards Research Study Committee - The matching concept. *The Accounting Review* 40 (2): 368-372.

Accounting Standards Board (ASB). 2007. *IASB Discussion Paper 'Preliminary Views on Insurance Contracts'*. London, U.K.: ASB.

China Accounting Standards Committee (CASC). 2010. *Re: Exposure Draft on Insurance Contracts*. Beijing, China: CASC.

Financial Accounting Standards Board (FASB). 1976. *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. Discussion Memorandum. Stamford, CT: FASB. (津守常弘監訳. 1997. 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)

———. 2010. *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*. Exposure Draft. Norwalk, CT: FASB.

German Accounting Standards Board (GASB). 2010. *Exposure Draft ED/2010/8 Insurance Contracts*. Berlin, German: GASB.

International Accounting Standards Board (IASB). 2001. *Insurance*. Draft Statement of Principles. London, U.K.: IASCF.

———. 2004. *Insurance Contracts*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 4. London, U.K.: IASCF.

———. 2007. *Preliminary Views on Insurance Contracts*. Discussion Paper. London, U.K.: IASCF.

———. 2008. *Overview of comments*. IASB Agenda Paper 2A. London, U.K.: IASCF.

———. 2010a. *Insurance Contracts*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2010b. *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2010c. *Financial Instruments*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 9. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011a. *Fair Value Measurement*. International Financial Reporting Standard (IFRS) 13. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011b. *Summary of comment letters on the IASB ED Insurance Contracts*. IASB Agenda Paper 3E. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011c. *Cash flows*. IASB Agenda Paper 3F. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011d. *Discount rate for non-participating contracts*. IASB Agenda Paper 3D. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011e. *Whether to unlock the residual margin*. IASB Agenda Paper 3B. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011f. *Accounting mismatch and volatility overview (for information)*. IASB Agenda Paper 3. London, U.K.: IFRS Foundation.

———. 2011g. *Reducing accounting mismatches in profit or loss through presentation*. IASB Agenda Paper 6B. London, U.K.:

どに基づくことを指摘している (*Ibid.*, para. 4.18)。その後の公表物についても見積もりの源泉として同様の指摘がみられる (例えば、DP, para. E15; ED, para. B53)。要約マージン・アプローチは IASB 自身の記述に矛盾する内容であったといえよう。

³⁸ 前述のように、ED は、従来の業績報告モデルでは示されていた保険料収益も保険金費用も表示されない要約マージン・アプローチを提案したことで反発を受けていた。また、本業の成果とはおおよそ関係のない市場金利の変動に起因する評価差額を純利益に算入する提案も然りである。このことから、投資家が要求する利益情報とは、単なる時価の評価差額や将来の見積もりの変更に起因する利益ではなく、本業の「成果」を捉えられるものが重視されよう。

- IFRS Foundation.
- . 2012a. *Cover note: Background information and progress report (December 2012)*. IASB Agenda Paper 2. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2012b. *Unlocking the residual margin*. IASB Agenda Paper 2A. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2012c. *The use of other comprehensive income (OCI) for presenting the effect on the insurance contract liability arising from changes in specified assumptions*. IASB Agenda Paper 2I. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2012d. *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- . 1999. *Insurance*. Issues Paper. London, U.K.: IASCF.
- International Association of Insurance Supervisors (IAIS). 2006. *Standard on Asset-Liability Management*. Basel, Switzerland: IAIS.
- Paton, W.A., and A.C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. American Accounting Association Monograph No. 3. Urbana, IL: AAA. (中島省吾訳, 1962. 『会社会計基準序説 (改訳版)』 森山書店.)
- Standard & Poor's. 2010. *Re: IASB Exposure Draft: Insurance Contracts and FASB Discussion Paper: Preliminary Views on Insurance Contracts*. available at: <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-draft-2010/Comment-letters/Documents/CL240StandardPoors.pdf> (accessed 31 Dec 2012)
- Storey, R.K., and S. Storey. 1998. *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*. Special Report. Norwalk, CT: FASB. (企業財務制度研究会訳, 2001. 『COFRI 実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』 中央経済社.)
- 秋葉賢一. 2011. 「気になる論点④IFRS とマッチング—対応概念はなくなったのか—」『週刊経営財務』 3039: 44-47.
- 上野雄史. 2009. 「保険契約の会計基準による経済的影響の予測」『保険学雑誌』 604: 165-184.
- 企業会計基準委員会. 2007. 「ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対するコメント」企業会計基準委員会.
- . 2010. 「公開草案「保険契約」に対するコメント」企業会計基準委員会.
- 小川淳平. 2009. 「保険業における公正価値の開示」『生命保険論集』 168: 63-87.
- 小林秀行. 1995. 「費用収益の対応概念と費用の認識」『産業経理』 55 (1): 63-71.
- 辻山栄子. 2011. 「資本と利益」斎藤静樹・徳賀芳弘編著. 『企業会計の基礎概念』 中央経済社: 25-69.
- 羽根佳祐. 2012a. 「保険契約会計における経済的ミスマッチ報告の意義」『商学研究科紀要』 75: 201-225.
- . 2012b. 「保険負債の測定属性に関する考察—会計上のミスマッチの観点から—」『商学研究科紀要』 74: 155-173.